



# 三重県公報

平成21年12月25日(金)

第 2150 号

毎週火・金曜日発行

## 目 次

(番号)	(題 名)	(担当)	(頁)
<b>規 則</b>			
66	土地譲渡益重課税制度及び長期譲渡所得課税の特例制度に係る優良宅地等認定事務施行規則の一部を改正する規則	( 建 築 開 発 室 )	2
<b>告 示</b>			
774	議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する事務の委託を廃止した旨	( 福 利 厚 生 室 )	2
775	救急病院に該当しなくなった旨	( 医 療 政 策 室 )	2
776	大規模小売店舗立地法の規定による大規模小売店舗の変更の届出	( 商 工 振 興 室 )	3
777	大規模小売店舗立地法の規定による意見の概要	( 同 )	4
778	同件	( 同 )	5
779	道路の区域変更及びその関係図面の縦覧	( 維 持 管 理 室 )	5
780	道路の供用開始及びその関係図面の縦覧	( 同 )	6
<b>公 安 委 告 示</b>			
158	駐車監視員資格者講習及び認定考査の実施	( 公 安 委 員 会 )	6
<b>公 告</b>			
	特定非営利活動法人の設立の認証を行った旨	(男女共同参画・NPO室)	7
	特定非営利活動法人の定款の変更の認証申請があった旨及びその関係書類の縦覧	( 同 )	8
	開発行為に関する工事の完了	( 建 築 開 発 室 )	8
	宅地開発事業に関する工事の完了	( 同 )	9
<b>特 定 調 達 公 告</b>			
	随意契約の相手方を決定した旨	( 税 務 政 策 室 )	9
	一般競争入札を行う旨	( 病 院 事 業 庁 )	10
	同件	( 同 )	14

規 則

土地譲渡益重課税制度及び長期譲渡所得課税の特例制度に係る優良宅地等認定事務施行規則の一部を改正する規則をここに公布します。

平成二十一年十二月二十五日

三重県知事 野 呂 昭 彦

三重県規則第六十六号

土地譲渡益重課税制度及び長期譲渡所得課税の特例制度に係る優良宅地等認定事務施行規則の一部を改正する規則

土地譲渡益重課税制度及び長期譲渡所得課税の特例制度に係る優良宅地等認定事務施行規則（昭和四十九年三重県規則第三十号）の一部を次のように改正する。

第二条第一項中「第三十一条の二第二項第十五号ハ、第六十二条の三第四項第十五号ハ」を「第三十一条の二第二項第十四号ハ、第六十二条の三第四項第十四号ハ」に改め、同条第二項中「第三十一条の二第二項第十六号ニ、第六十二条の三第四項第十六号ニ」を「第三十一条の二第二項第十五号ニ、第六十二条の三第四項第十五号ニ」に、「第三十一条の二第二項第十六号ニ又は第六十二条の三第四項第十六号ニ」を「第三十一条の二第二項第十五号ニ又は第六十二条の三第四項第十五号ニ」に改める。

第四条第五号及び第五条中「第三十一条の二第二項第十六号ニ又は第六十二条の三第四項第十六号ニ」を「第三十一条の二第二項第十五号ニ又は第六十二条の三第四項第十五号ニ」に改める。

第十一条中「第三十一条の二第二項第十五号ハ又は第六十二条の三第四項第十五号ハ」を「第三十一条の二第二項第十四号ハ又は第六十二条の三第四項第十四号ハ」に改める。

第一号様式中「第31条の2第2項第15号ハ」を「第31条の2第2項第14号ハ」と、「第62条の3第4項第15号ハ」を「第62条の3第4項第14号ハ」に改める。

第二号様式中「第31条の2第2項第16号ニ」を「第31条の2第2項第15号ニ」と、「第62条の3第4項第16号ニ」を「第62条の3第4項第15号ニ」に改める。

第五号様式中「第31条の2第2項第15号ハ」を「第31条の2第2項第14号ハ」と、「第62条の3第4項第15号ハ」を「第62条の3第4項第14号ハ」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

告 示

三重県告示第774号

多気郡大台町、度会郡大紀町中学校組合と三重県との間における議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する事務の委託は、廃止しました。

平成21年12月25日

三重県知事 野 呂 昭 彦

三重県告示第775号

次のとおり救急病院等を定める省令（昭和39年厚生省令第8号）第1条第1項に規定する救急業務に関し協力する旨の申出が撤回されました。

平成21年12月25日

三重県知事 野 呂 昭 彦

救急診療所の名称	救急診療所の所在地	救急診療所に該当しなくなる日
水谷医院	四日市市山城町1107-2	平成21年12月28日

## 三重県告示第 776 号

大規模小売店舗立地法（平成 10 年法律第 91 号。以下「法」という。）附則第 5 条第 1 項の規定により下記の大規模小売店舗を設置する者から変更の届出がなされたので、同条第 4 項の規定により同法第 6 条第 2 項の規定による届出とみなし次のとおり公告します。

法第 8 条第 2 項の規定に基づき、当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、「1 氏名又は名称及び住所並びに団体にあつては代表者の氏名 2 意見の対象となる大規模小売店舗の名称及び所在地 3 その周辺の地域の生活環境の保持のために配慮すべき事項 4 意見の内容（日本語により、意見の理由を含めて記載する。）」を記載した意見書をこの公告の日から 4 月以内に三重県農水商工部商工振興室に到着するように提出してください。

なお、提出された意見は、法第 8 条第 3 項の規定により公告し、縦覧します。

平成 21 年 12 月 25 日

三重県知事 野 呂 昭 彦

## 1 大規模小売店舗の名称及び所在地

ケーズデンキ阿児パワフル館  
志摩市阿児町鶴方 5174 外 6 筆

## 2 変更しようとする事項

## (1) 大規模小売店舗の名称

変更前 スーパーセンター志摩（南棟）  
変更後 ケーズデンキ阿児パワフル館

## (2) 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては代表者の氏名（変更前）

氏名又は名称	住 所	代表者の氏名
株式会社ギガス	愛知県弥富市鯛浦町東前新田 41-1	佐藤 健司
株式会社大創産業	広島県東広島市西条吉行東 1 丁目 4 番 14 号	矢野 博丈

(変更後)

氏名又は名称	住 所	代表者の氏名
株式会社ギガス	愛知県弥富市鯛浦町東前新田 41-1	佐藤 健司

## (3) 駐車場の位置及び収容台数

(変更前)

位置	台数
敷地外駐車場（駐車場 1）	144 台
敷地外北東側駐車場（駐車場 2）	47 台
合計	191 台

(変更後)

位置	台数
敷地外駐車場（駐車場 1）	141 台
合計	141 台

## (4) 駐車場の自動車の出入口の位置及び数

(変更前)

位置	台数
敷地外駐車場（駐車場 1）	3 箇所
敷地外北東側駐車場（駐車場 2）	1 箇所
合計	4 箇所

(変更後)

位置	台数
敷地外駐車場（駐車場 1）	4 箇所
合計	4 箇所

## 3 変更年月日

平成 22 年 8 月 15 日

## 4 2 の変更に係るもの以外の事項

## (1) 大規模小売店舗内の店舗面積の合計

1,937 平方メートル

## (2) 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項

## ア 駐車場の位置及び収容台数

位置	台数
店舗北側（駐輪場 1）	10 台

## イ 荷さばき施設の位置及び面積

位置	面積
店舗南側（荷さばき施設 1）	28 m <sup>2</sup>

## ウ 廃棄物等の保管施設の位置及び容量

位置	容量
店舗南側（廃棄物保管施設 1）	17.6 m <sup>3</sup>
店舗南側（廃棄物保管施設 2）	6.4 m <sup>3</sup>
店舗南側（薬器物保管施設 3）	5.9 m <sup>3</sup>
合計	29.9 m <sup>3</sup>

## (3) 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項

## ア 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻

小売業を行う者	開店時刻	閉店時刻
株式会社ギガス	午前 10 時	午後 8 時

## イ 来客が駐車場を利用できる時間帯

位置	駐車可能時間帯
敷地外駐車場（駐車場 1）	午前 9 時から午後 9 時まで

## ウ 荷さばきを行うことのできる時間

位置	荷さばき可能時間
店舗南側（荷さばき施設 1）	午前 10 時から午後 9 時まで

## 5 届出の日

平成 21 年 12 月 15 日

## 6 届出等の縦覧場所

三重県農水商工部商工振興室

## 7 届出等の縦覧の期間及び時間

平成 21 年 12 月 25 日から平成 22 年 4 月 26 日まで

開庁日の午前 9 時から午後 5 時まで

## 三重県告示第 777 号

大規模小売店舗立地法（平成 10 年法律第 91 号）第 6 条第 1 項の規定による届出（設置者の代表者の変更）に対して同法第 8 条第 1 項の規定により四日市市から提出された意見の概要について、同条第 3 項の規定により公告します。

平成 21 年 12 月 25 日

三重県知事 野 呂 昭 彦

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地  
ジャスコ四日市富田ショッピングセンター  
四日市市富州原町 221 番地外 17 筆
- 2 四日市市から述べられた意見  
意見なし
- 3 意見の縦覧場所  
三重県農水商工部商工振興室
- 4 意見の縦覧の期間及び時間  
平成 21 年 12 月 25 日から平成 22 年 1 月 25 日まで  
開庁日の午前 9 時から午後 5 時まで

### 三重県告示第 778 号

大規模小売店舗立地法（平成 10 年法律第 91 号）第 6 条第 2 項の規定による届出（荷さばき施設の追加等）に対して同法第 8 条第 1 項の規定により志摩市から提出された意見の概要について、同条第 3 項の規定により公告します。

平成 21 年 12 月 25 日

三重県知事 野 呂 昭 彦

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地  
プラザ 21 Aゾーン  
志摩市阿児町鵜方 4900 番地外 18 筆
- 2 志摩市から述べられた意見  
意見なし
- 3 意見の縦覧場所  
三重県農水商工部商工振興室
- 4 意見の縦覧の期間及び時間  
平成 21 年 12 月 25 日から平成 22 年 1 月 25 日まで  
開庁日の午前 9 時から午後 5 時まで

### 三重県告示第 779 号

道路法（昭和 27 年法律第 180 号）第 18 条第 1 項の規定により、道路の区域を次のとおり変更しました。

なお、関係図面は、三重県県土整備部維持管理室に備え置いて、告示の日から 2 週間縦覧に供します。

平成 21 年 12 月 25 日

三重県知事 野 呂 昭 彦

#### 第 1

- 1 道路の種類 国道
- 2 路線名 306 号
- 3 道路の区域

区 間	旧新の別	敷地の幅員 メートル	延長 メートル
四日市市桜町字大欠 4466 番 5 から 四日市市桜町字大欠 4466 番 2 まで	旧	20.00～29.00	27.00
	新	20.00～30.00	27.00

#### 第 2

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 穴倉南神山津線
- 3 道路の区域

区 間	旧新の別	敷地の幅員 メートル	延長 メートル
津市美里町日南田字大抜 275 番 2 から 津市美里町日南田字大抜 278 番 2 まで	旧	12.40～14.10	72.50
	新	21.60～27.30	72.50

## 三重県告示第 780 号

道路法（昭和 27 年法律第 180 号）第 18 条第 2 項の規定により、次の道路の供用を開始します。

なお、関係図面は、三重県県土整備部維持管理室に備え置いて、告示の日から 2 週間縦覧に供します。

平成 21 年 12 月 25 日

三重県知事 野 呂 昭 彦

路線名	供用開始の区間	供用開始の期日
国道 421 号	いなべ市大安町石樽南字毛門下 1943 番 1 から いなべ市大安町石樽南字毛門下 1951 番 1 まで	平成 21 年 12 月 25 日
国道 421 号	いなべ市大安町石樽南字水晶 2999 番 5 地内	平成 21 年 12 月 25 日
県道 名張青山線	名張市下比奈知字山田 3517 番 2 から 名張市下比奈知字山田 3512 番 1 まで	平成 21 年 12 月 25 日

**公安委 告 示**

## 三重県公安委員会告示第 158 号

道路交通法（昭和 35 年法律第 105 号）第 51 条の 13 第 1 項第 1 号イの規定による講習（以下「駐車監視員資格者講習」といいます。）及び同号ロの規定による認定（以下「認定考査」といいます。）を次のとおり実施します。

平成 21 年 12 月 25 日

三重県公安委員会委員長 水 谷 令 子

## 1 駐車監視員資格者講習

## (1) 実施日時

第 1 日目 平成 22 年 2 月 3 日（水）午前 9 時から午後 6 時 30 分まで  
 第 2 日目 平成 22 年 2 月 4 日（木）午前 9 時から午後 6 時 30 分まで  
 修了考査 平成 22 年 2 月 15 日（月）午前 9 時から午前 10 時 30 分まで

## (2) 実施場所

三重県津市栄町一丁目 100 番地 三重県警察本部（2 階中会議室）

## (3) 受講定員

50 人（申込者多数の場合は、定員に達した時点で締め切ります。）

## (4) 受講手続

## ア 申込期間

平成 22 年 1 月 12 日（火）から同月 21 日（木）まで（三重県の休日を定める条例（平成元年三重県条例第 2 号）第 1 条に規定する休日を除きます。）の午前 8 時 30 分から午後 5 時 15 分まで

## イ 申込先

三重県警察本部交通部交通指導課放置駐車対策係

## ウ 申込方法

駐車監視員資格者講習受講申込書に必要事項を記載の上、写真 2 枚（受講の申込み前 6 月以内に撮影した無帽・正面・上三分身・無背景で縦 3.0 センチメートル、横 2.4 センチメートルのもの）を添えて、受講者本人が申し込んでください。

なお、このとき、受講者本人であることが確認できる身分証明書（運転免許証、パスポート等）を持参してください。

## エ 受講手数料

受講手数料は 19,000 円です。その金額に相当する三重県収入証紙を収入証紙納付書に貼付し、講習日の第 1 日目に納付してください。

なお、既納の受講手数料は、返還しません。

## オ その他

駐車監視員資格者講習受講申込書及び収入証紙納付書は、三重県警察本部交通部交通指導課放置駐車対

策係又は三重県内の各警察署交通（第一）課で配布しています。

(5) その他

2 日間の講習を受講し、修了審査に合格した方には、駐車監視員資格者証の交付申請に必要な駐車監視員資格者講習修了証明書を交付します。

2 認定審査

(1) 実施日時

平成 22 年 2 月 15 日（月）午前 9 時から午前 10 時 30 分まで

(2) 実施場所

三重県津市栄町一丁目 100 番地 三重県警察本部（2 階中会議室）

(3) 受検資格

次のいずれかに該当する者

ア 道路交通関係法令の規定の違反の取締りに関する事務に従事した期間が通算して 3 年以上である者

イ 確認事務における管理的又は監督的地位にあった期間が通算して 5 年以上である者

ウ ア又はイに掲げる者と同等の経歴を有する者

(4) 受検手続

ア 申込期間

平成 22 年 1 月 12 日（火）から同月 21 日（木）まで（三重県の休日を定める条例（平成元年三重県条例第 2 号）第 1 条に規定する休日を除きます。）の午前 8 時 30 分から午後 5 時 15 分まで

イ 申込先

三重県警察本部交通部交通指導課放置駐車対策係

ウ 申込方法

認定申請書に必要事項を記載の上、写真 2 枚（受検の申込み前 6 月以内に撮影した無帽・正面・上三分身・無背景で縦 3.0 センチメートル、横 2.4 センチメートルのもの）を添えて、受検者本人が申し込んでください。

なお、このとき、受検者本人であることが確認できる身分証明書（運転免許証、パスポート等）及び(3)アからウまでのいずれかに該当することを証する書面（経歴書又は人事記録証明書等）を持参してください。

エ 受検手数料

受検手数料は 4,500 円です。その金額に相当する三重県収入証紙を収入証紙納付書に貼付し、認定審査の当日に納付してください。

なお、既納の受検手数料は、返還しません。

オ その他

認定申請書及び収入証紙納付書は、三重県警察本部交通部交通指導課放置駐車対策係又は三重県内の各警察署交通（第一）課で配布しています。

(5) その他

認定審査に合格した方には、駐車監視員資格者証の交付申請に必要な認定書を交付します。

3 問い合わせ先

ご不明な点については、三重県警察本部交通部交通指導課放置駐車対策係（電話 059-222-0110 内線 5140・5141）へ問い合わせてください。

公 告

特定非営利活動促進法（平成 10 年法律第 7 号）第 10 条第 1 項に規定する特定非営利活動法人の設立の認証を行いましたので、三重県特定非営利活動促進法等施行規則（平成 10 年三重県規則第 69 号）第 5 条第 1 項の規定により、次のとおり公告します。

平成 21 年 12 月 25 日

三重県知事 野 呂 昭 彦

1 認証年月日

平成 21 年 12 月 16 日

2 認証に係る特定非営利活動法人の名称等

(1) 名称

特定非営利活動法人 I G U

(2) 代表者の氏名

村澤 幸仁

(3) 主たる事務所の所在地

いなべ市員弁町北金井 1759 番地

(4) 定款に記載された目的

この法人は、地域住民に対して、環境整備や緑化活動の事業を行い、まちづくりの推進に寄与することを目的とする。

特定非営利活動促進法（平成 10 年法律第 7 号）第 25 条第 3 項の規定により、特定非営利活動法人の定款の変更の認証の申請がありましたので、同条第 5 項において準用する同法第 10 条第 2 項の規定により、次のとおり公告します。

なお、関係書類は、三重県生活・文化部男女共同参画・NPO室に備え置いて、平成 22 年 2 月 11 日まで縦覧に供します。

平成 21 年 12 月 25 日

三重県知事 野 呂 昭 彦

1 申請のあった年月日

平成 21 年 12 月 11 日

2 申請に係る特定非営利活動法人の名称等

(1) 名称

特定非営利活動法人ナースカンパニー

(2) 代表者の氏名

小出 奏穂

(3) 主たる事務所の所在地

松阪市駅部田町 1013 番地 1

(4) 定款に記載された目的

この法人は、在宅で援助が必要な障害者・高齢者及び難病等の患者やその家族、その他の手助けを必要とする人々に対して、住民参加と助け合いの精神の基に地域に根ざした看護・介護サービスを提供し、また寝たきりや痴呆の状態の予防を推進する事により、全ての人々が、健やかに暮らせる地域社会作りと福祉の増進に寄与することを目的とする。

都市計画法（昭和 43 年法律第 100 号）第 29 条第 1 項の規定により許可しました開発行為に関する工事は、次のとおり完了しました。

平成 21 年 12 月 25 日

三重県知事 野 呂 昭 彦

工事完了年月日	開発区域又は工区に含まれる地域の名称	許可を受けた者の住所及び氏名
平成 21 年 12 月 1 日	三重郡川越町大字北福崎字宮西 78 の一部	三重郡川越町大字当新田 246 安 達 飛 彦
平成 21 年 12 月 2 日	度会郡玉城町勝田字新田 5724-1 ほか 1 筆	伊勢市御薮町王中島 797 有限会社オールウィン 代表取締役 崎 地 和 幸
平成 21 年 12 月 7 日	桑名郡木曾岬町大字源緑輪中 277-4	愛知県名古屋港区善進町 3-19-7 立華マンション 101 号 立 松 未 来
平成 21 年 12 月 7 日	三重郡菰野町大字大強原字松山 2786-11 ほか 1 筆	三重郡菰野町大字菰野 999-1 ル・ド・ソレイユ 203 号 武 田 順 哉 武 田 まゆみ

平成 21 年 12 月 8 日	松阪市嬉野権現前町字オツボ 401-1 " " 字神北 405-2 の一部	松阪市宮町 238-2 株式会社ユタカ開発 代表取締役 藤 田 幸 生
平成 21 年 12 月 9 日	三重郡朝日町大字縄生字新起 1750-1	三重郡朝日町大字縄生字 3033 安 達 茂 治
平成 21 年 12 月 9 日	三重郡朝日町大字縄生字新起 1751-1	三重郡朝日町大字縄生字 802 太 田 貴 子
平成 21 年 12 月 10 日	松阪市朝田町字柳 234-1 ほか 2 筆	松阪市朝田町 288 三 田 歩
平成 21 年 12 月 10 日	松阪市大足町字達 798-6 ほか 1 筆	松阪市上川町 3387-5 中 川 秀 樹 中 川 香 織
平成 21 年 12 月 10 日	三重郡川越町大字南福崎字西国地 1274-2	三重郡川越町大字亀崎新田 52-54 松 岡 悦 生
平成 21 年 12 月 11 日	伊勢市御菌町高向字一丁畑 435-1 ほか 1 筆	伊勢市御菌町高向 2315 中 山 昭
平成 21 年 12 月 11 日	多気郡明和町大字佐田字外山 2573-1	多気郡明和町大字坂本 1206-15 明松ホーム株式会社 代表取締役 東 村 俊 哉
平成 21 年 12 月 11 日	松阪市大口町字西 174-1 ほか 1 筆	松阪市大口町 1250 川 口 は る

三重県宅地開発事業の基準に関する条例（昭和 47 年三重県条例第 41 号）第 6 条の規定により確認しました宅地開発事業に関する工事は、次のとおり完了しました。

平成 21 年 12 月 25 日

三重県知事 野 呂 昭 彦

工事完了年月日	開発区域又は工区に含まれる地域の名称	確認を受けた者の住所及び氏名
平成 21 年 12 月 14 日	三重郡菰野町大字永井字溜ノ内 223-1	四日市市久保田 1 丁目 5-41 株式会社名泗コンサルタント 代表取締役 岡 本 潤 治

### 特定調達公告

次のとおり随意契約の相手方を決定しましたので、物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則（平成 7 年三重県規則第 84 号）第 12 条の規定により公告します。

平成 21 年 12 月 25 日

三重県知事 野 呂 昭 彦

- |   |               |  |
|---|---------------|--|
| 1 | 物品等の名称及び数量    | 地方法人特別税導入に伴う第三次総合税システム変更業務委託                                       |
| 2 | 担 当 部 局       | 三重県津市栄町 1 丁目 891 番地 吉田山会館 2 階<br>三重県総務部税務政策室電算グループ                 |
| 3 | 契約の相手方を決定した日  | 平成 21 年 12 月 4 日   |
| 4 | 契 約 の 相 手 方   | 三重県津市羽所町 375 番地<br>富士通株式会社三重支店 支店長 相良 長典                           |
| 5 | 契 約 金 額       | 35,811,825 円（うち消費税及び地方消費税 1,705,325 円）                             |
| 6 | 決 定 手 続       | 随意契約   |
| 7 | 随 意 契 約 の 理 由 | 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成 7 年政令第 372 号）第 10 条第 1 項第 2 号に該当 |

次のとおり一般競争入札を行いますので、三重県病院事業庁の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規程（平成 11 年三重県病院事業庁管理規程第 15 号）第 5 条の規定により公告します。

平成 21 年 12 月 25 日

三重県病院事業庁長 南 清

1 総合評価一般競争入札に付する事項

(1) 委託業務名

ア 平成 21～24 年度三重県立総合医療センター清掃業務委託

イ 平成 21～24 年度三重県立こころの医療センター清掃業務委託

(2) 委託業務の特質等

委託業務に関し、三重県病院事業庁長が入札説明書（仕様書）で指定する特質等を有することが必要です。

(3) 委託期間

平成 22 年 4 月 1 日（木）から平成 25 年 3 月 31 日（日）まで

(4) 委託業務履行場所

(1)のア 三重県四日市市大字日永 5450 番地の 132 三重県立総合医療センター

(1)のイ 三重県津市城山 1 丁目 12 番地 1 三重県立こころの医療センター

2 入札参加者及び落札者に必要な資格

(1) 競争入札参加資格

当該競争入札に係る契約を締結する能力を有しない者又は破産者で復権を得ない者でないこと。

(2) 落札資格

ア 三重県から入札参加資格（指名）停止を受けている期間中でない者であること。

イ 三重県物件関係落札資格停止要綱により落札資格停止措置を受けている期間中である者又は同要綱に定める落札資格停止要件に該当する者でないこと。

ウ 三重県が賦課徴収する税又は地方消費税を滞納している者でないこと。

エ 医療法（昭和 23 年法律第 205 号）及びこれに基づく厚生労働省令で定める基準等に適合するものであること。

オ 建築物における衛生的環境の確保に関する法律（昭和 45 年法律第 20 号）第 12 条の 2 第 1 項第 1 号又は第 8 号の事業についての登録を受けていること。

カ 過去 10 年間に、200 床以上の規模を有する病院において 1 年以上清掃業務を誠実に履行した実績を有するものであること。

3 入札者に求められる義務

入札に参加を希望する者は、(1)から(3)までに掲げる証明書等を平成 22 年 2 月 5 日（金）午後 5 時までに 4(2)の場所に提出し、入札参加資格確認結果の通知を受けなければなりません。また、落札候補者にあつては、入札実施後に(4)から(6)までに掲げる書類を提出してください。

なお、提出した証明書等について説明を求められた場合は、これに応じなければなりません。

(1) 三重県病院事業庁物件関係競争入札参加及び落札資格に関する要綱第 3 条第 1 項に定める申請書

(2) 次に掲げるいずれかの書類

ア 法人にあつては、法務局発行の「登記簿謄本」、「現在事項証明書」、「履歴事項証明書」又は「代表者事項証明書」の写し

イ 個人にあつては、申請者の本籍地市区町村長発行の「身分証明書」及び東京法務局発行の「登記されていないことの証明書」の写し

(3) 技術内容に関する提案書等の提出

ア 2(2)のエに基づく受託責任者（医療機関の清掃業務を含む清掃業務についての 3 年以上の実務経験を要するもの）が資格を満たしていることを証明する書類（経歴書等）

イ 2(2)のオに掲げる登録証の写し

ウ 2(2)のカを証明する書類（一覧表、契約書等の写し）

エ 「評価項目に関する調査」及び同調査に示された書類等

※1 上記アからウまでを含めたものを技術提案書として、正 1 部、副（企業名を記号化したもの。記号は入札説明書配付時に指定します。）5 部を提出してください。

なお、副 5 部の作成においては、表紙等に記号を付したうえで、会社名が記載されている書類は、黒

消しコピー、白抜きコピー等にしてください。

※2 フォントサイズは11pt.以上とします。また、A4を基本とします。

※3 表紙及び目次を付け、評価基準表及び評価項目に関する調書と対比できるようにインデックス等分かりやすい編綴としてください。

※4 提出後における提案書等の修正、追加等は、一切認めません。

※5 業務実施において、技術提案書に記載された配置予定の業務関係者は、原則として変更できません。

ただし、病休、死亡、退職等のやむを得ない理由により変更を行う場合には、発注者の了解を得なければなりません。

- (4) 消費税及び地方消費税についての「納税証明書(その3 未納税額のない証明用)」(所管税務署が過去6月以内に発行したものです。)の写し
- (5) 三重県内に本支店又は営業所等を有する事業者にあつては、「納税確認書」(三重県の県税事務所が過去6月以内に発行したものです。)の写し
- (6) 2(2)のエに適合していることを証明する書類一式で、上記(3)で提出していないもの。ただし、財団法人医療関連サービス振興会の認定する院内清掃サービスに係る「医療関連サービスマーク」の認定を受けている事業者については、認定証の写し
- 4 入札手続等に関する事項

(1) 担当部局

〒514-8570 三重県津市広明町13番地

三重県病院事業庁県立病院経営室戦略経営グループ 担当 櫻井

電話 059-224-2350 ファクシミリ 059-224-2349

(2) 契約条項を示す場所

1の(1)のア 〒510-8561 三重県四日市市大字日永5450番地の132

三重県立総合医療センター 6階 運営調整部施設管理課 担当 出崎

電話 059-345-2321 ファクシミリ 059-347-3500

1の(1)のイ 〒514-0818 三重県津市城山1丁目12番地1

三重県立こころの医療センター運営調整部総務課 担当 中西

電話 059-235-2125 ファクシミリ 059-235-2135

(3) 入札説明書(仕様書)の配布方法

(1)又は(2)の場所で、平成21年12月25日(金)から平成22年2月5日(金)まで(三重県の休日を定める条例(平成元年三重県条例第2号)第1条に規定する休日を除きます。)の午前9時から午後5時まで配布します。

(4) 入札参加資格確認結果の通知

平成22年2月8日(月)までに通知(発送)します。

5 入札書提出の日時及び場所

日時 (1)の(1)のア 平成22年2月18日(木)午後2時15分

(1)の(1)のイ 平成22年2月18日(木)午後2時30分

場所 三重県津市栄町1丁目954番地

三重県栄町庁舎 6階 三重県病院事業庁会議室

ただし、郵便等による入札については、平成22年2月17日(水)午後5時までに、4(1)の場所へ書留郵便等で必着としてください。

6 開札の日時及び場所

日時 入札書の提出後、直ちに行います。

場所 5に同じです。

7 入札方法等に関する事項

(1) 入札は、本人又はその代理人が行ってください。ただし、代理人が入札する場合には、入札前に委任状を提出してください。

(2) 入札書の記載

入札書の記載に当たっては、入札書に記載された金額の100分の5に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額)をもって契約金額としますので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、契約希望金額の105

分の 100 に相当する金額を記載するものとします。

(3) 入札保証金

入札保証金は、入札価格の 100 分の 5 以上の額とします。ただし、三重県病院事業庁会計規程（平成 19 年三重県病院事業庁管理規程第 2 号。以下「規程」といいます。）第 127 条第 2 項各号のいずれかに該当する場合は、免除します。

(4) 契約保証金

契約保証金は、契約金額の 100 分の 10 以上の額とします。ただし、会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）第 17 条の規定による更生手続開始の申立てをしている者若しくは申立てをされている者又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）第 21 条の規定による再生手続開始の申立てをしている者若しくは申立てをされている者（以下これらを「更生（再生）手続中の者」といいます。）のうち三重県建設工事等入札参加資格の再審査に係る認定を受けた者（会社更生法第 199 条第 1 項の更生計画の認可又は民事再生法第 174 条第 1 項の再生計画の認可が決定されるまでの者に限りまゝ。）が契約の相手方となるときは、納付する契約保証金の額は、契約金額の 100 分の 30 以上とします。

また、規程第 135 条第 4 項各号のいずれかに該当する場合は、契約保証金を免除します。ただし、規程第 135 条第 4 項第 1 号、第 2 号又は第 4 号に該当するときを除き、更生（再生）手続中の者については、契約保証金を免除しません。

なお、契約保証金の免除を判断するため、過去 3 年の間に当該契約と規模をほぼ同じくする契約を締結し、当該契約を履行した実績の有無を示す証明書をご提出いただく場合があります。

(5) 落札者の決定方法

落札者は、2(2)の落札資格を満たす者のうち、本公告に示した業務を履行できると三重県病院事業庁長が判断した入札者であつて、規程第 125 条の規定により定められた予定価格の制限の範囲内において最も高い評価点を得た者を落札者とします。入札者の評価点は、別記「落札者決定基準」の規定するところにより、算定します。

(6) 入札の無効

本公告に示した入札参加者及び落札者に必要な資格のない者、入札者に求められる義務を履行しなかった者並びに規程第 131 条各号のいずれかに該当する者の提出した入札書は、無効とし、また、無効の入札を行った者を落札者としていた場合は、落札決定を取り消します。

8 その他

(1) 入札及び契約の手続きにおいて使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨に限ります。

(2) 契約書作成の要否

要

(3) 入札の中止

天災その他やむを得ない事由により入札又は開札を行うことができないときは、入札を中止します。入札者が 1 者になった場合は、入札を中止する場合があります。

(4) 詳細は、入札説明書（仕様書）によります。

(5) 落札者の技術提案書に記載された配置予定の業務関係者を契約時に配置しなければなりません。なお、契約時に配置できない場合は、不誠実な行為とみなし三重県物件関係落札資格停止要綱に基づく資格（指名）停止を行うことがあります。

(6) 技術提案書に虚偽の記載をした場合は、不誠実な行為とみなし三重県物件関係落札資格停止要綱に基づく資格（指名）停止を行うことがあります。

(7) 本件調達手続において、政府調達協定に係る苦情の申立てがあり、三重県政府調達苦情検討委員会が契約締結の停止等を行うことがあります。

9 Summary

(1) Subject Matter of the Contract:

- a Cleaning Service of the Mie Prefectural General Medical Center main buildings
- b Cleaning Service of the Mie Prefectural Mental Medical Center main buildings

(2) Date and Time for the Open Bidding:

- a The meeting for the open bidding will begin promptly at 2:15 P.M. on Thursday, February, 18, 2010.

Bids submitted by registered mail must be received by 5:00 P.M. on Wednesday, February, 17, 2010.

b The meeting for the open bidding will begin promptly at 2:30 P.M. on Thursday, February, 18, 2010.

Bids submitted by registered mail must be received by 5:00 P.M. on Wednesday, February, 17, 2010.

(3) Managing Authority:

a Prefectural Hospital Management Division, Mie Prefectural Hospital Agency 13 Komei-cho, Tsu city, Mie, 514-8570, Japan

TEL:059-224-2350

b Prefectural Hospital Management Division, Mie Prefectural Hospital Agency 13 Komei-cho, Tsu city, Mie, 514-8570, Japan

TEL:059-224-2350

#### 別記「落札者決定基準」

提案書等の評価に当たり、提案内容を公平かつ客観的に評価し、最適な事業者を選定するために、入札価格の評価（価格評価点）及び技術内容の評価（技術評価点…技術要件、企業要件、地域貢献要件及び技術力要件）の観点で評価します。

#### 1 基本的な考え方

落札者の決定に当たっては、三重県病院事業庁にとって最適な事業者を選定するため、入札価格の評価に技術内容の評価を加算する総合評価一般競争入札を採用し、総得点の最も高い入札者を落札者とします。

#### (1) 入札価格の評価

入札価格が評価基準額以下（入札価格 $\leq$ 評価基準額）の場合は、入札価格に対する点数（以下「価格評価点」という。）をすべての入札価格について175点（満点）とします。

また、入札価格が評価基準額を超える場合にあっては次に示す計算式により算出します。

価格評価点 $=175 \times (\text{評価基準額} \div \text{入札金額})$

※ 入札価格が予定価格を超えた場合は、落札者としません。

#### (2) 技術内容の評価

【別表】に基づき提案内容を審査し、技術評価点を与えます。ただし、三重県病院事業庁の定める必須項目を満たさない場合は、失格となります。

#### (3) 総合評価の方法及び落札者の決定方法

(1)及び(2)で評価した「価格評価点」及び「技術評価点」の合計点が最も高い入札者を落札者とします。

#### (4) 有効数字

「価格評価点」の算出は、1点未満を切捨てとします。

#### (5) 合計点数の最も高い者が2以上あるとき（同点のとき。）の対応

ア 入札者それぞれの「価格評価点」と「技術評価点」が異なる場合

「技術評価点」が高い入札者を落札者とします。

イ 入札者それぞれの「価格評価点」と「技術評価点」が同じ場合

「技術評価点」のうち、技術要件項目の評価点が異なる場合にあっては、技術要件項目の評価点が高い入札者を落札者とします。また、技術要件項目の評価点においても同じ場合にあっては、「入札価格」が低い入札者を落札者とします。

なお、この場合においてさらに「入札金額」が同じ場合にあっては、当該入札者にくじを引かせ、落札者を決定するものとします。

#### (6) 評価項目及び配点方法について

「価格評価点」と「技術評価点」の得点配分は1:1とし、「価格評価点」175点、「技術評価点」175点の計350点満点とします。

評価項目毎の点数配分は【別表】のとおりです。

## 【別表】

評価区分	評価項目		評価点	
	大項目	中項目	大項目	中項目
価格評価	価格評価	評価基準額との比較	175	175
技術評価	技術要件	研修体制	100	13
		履行体制及び品質保証への取組		60
		検査体制		16
		顧客満足度向上への取組		11
	企業要件	契約実績	26	10
		従業員の雇用状況		10
		I S O 認証取得		6
	地域貢献要件	地域社会貢献度	9	9
	技術力要件	研修体制	40	10
		履行体制		10
		検査体制		10
		顧客満足度向上		10

次のとおり一般競争入札を行いますので、三重県病院事業庁の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規程（平成 11 年三重県病院事業庁管理規程第 15 号）第 5 条の規定により公告します。

平成 21 年 12 月 25 日

三重県病院事業庁長 南 清

## 1 総合評価一般競争入札に付する事項

- (1) 委託業務名  
平成 21～22 年度三重県立志摩病院清掃洗濯業務委託
- (2) 委託業務の特質等  
委託業務に関し、三重県病院事業庁長が入札説明書（仕様書）で指定する特質等を有することが必要です。
- (3) 委託期間  
平成 22 年 4 月 1 日（木）から平成 23 年 3 月 31 日（木）まで
- (4) 委託業務履行場所  
三重県志摩市阿児町鶴方 1257 三重県立志摩病院

## 2 入札参加者及び落札者に必要な資格

- (1) 競争入札参加資格  
当該競争入札に係る契約を締結する能力を有しない者又は破産者で復権を得ない者でないこと。
- (2) 落札資格
  - ア 三重県から入札参加資格（指名）停止を受けている期間中でない者であること。
  - イ 三重県物件関係落札資格停止要綱により落札資格停止措置を受けている期間中である者又は同要綱に定める落札資格停止要件に該当する者でないこと。
  - ウ 三重県が賦課徴収する税又は地方消費税を滞納している者でないこと。
  - エ 医療法（昭和 23 年法律第 205 号）及びこれに基づく厚生労働省令で定める基準等に適合するものであること。
  - オ 建築物における衛生的環境の確保に関する法律（昭和 45 年法律第 20 号）第 12 条の 2 第 1 項第 1 号又は第 8 号の事業についての登録を受けていること。
  - カ 過去 10 年間に、200 床以上の規模を有する病院において清掃業務を 3 年以上誠実に履行した実績を有すること。

## 3 入札者に求められる義務

入札に参加を希望する者は、(1)から(3)までに掲げる証明書等を平成 22 年 2 月 5 日（金）午後 5 時までに 4(2)の場所に提出し、入札参加資格確認結果の通知を受けなければなりません。また、落札候補者にあつては、入札実施後に(4)から(6)までに掲げる書類を提出してください。

なお、提出した証明書等について説明を求められた場合は、これに応じなければなりません。

- (1) 三重県病院事業庁物件関係競争入札参加及び落札資格に関する要綱第3条第1項に定める申請書
  - (2) 次に掲げるいずれかの書類
    - ア 法人にあっては、法務局発行の「登記簿謄本」、「現在事項証明書」、「履歴事項証明書」又は「代表者事項証明書」の写し
    - イ 個人にあっては、申請者の本籍地市区町村長発行の「身分証明書」及び東京法務局発行の「登記されていないことの証明書」の写し
  - (3) 技術内容に関する提案書等の提出
    - ア 2(2)のエに基づく受託責任者（医療機関の清掃業務を含む清掃業務についての3年以上の実務経験を要するもの）が資格を満たしていることを証明する書類（経歴書等）
    - イ 2(2)のオに掲げる登録証の写し
    - ウ 2(2)のカを証明する書類（一覧表、契約書等の写し）
    - エ 「評価項目に関する調書」及び同調書に示された書類等

※1 上記アからウまでを含めたものを技術提案書として、正1部、副（企業名を記号化したもの。記号は入札説明書配付時に指定します。）5部を提出してください。

なお、副5部の作成においては、表紙等に記号を付したうえで、会社名が記載されている書類は、黒消しコピー、白抜きコピー等に行ってください。

※2 頁数は概ね100頁までとし（ページを付けること）、フォントサイズは11pt.以上とします。また、A4を基本とします。

※3 表紙及び目次を付け、評価基準表及び評価項目に関する調書と対比できるようにインデックス等分かりやすい編綴としてください。

※4 提出後における提案書等の修正、追加等は、一切認めません。

※5 業務実施において、技術提案書に記載された配置予定の業務関係者は、原則として変更できません。ただし、病休、死亡、退職等のやむを得ない理由により変更を行う場合には、発注者の了解を得なければなりません。
  - (4) 消費税及び地方消費税についての「納税証明書（その3 未納税額のない証明用）」（所管税務署が過去6月以内に発行したものです。）の写し
  - (5) 三重県内に本支店又は営業所等を有する事業者にあつては、「納税確認書」（三重県の県税事務所が過去6月以内に発行したものです。）の写し
  - (6) 2(2)のエに適合していることを証明する書類一式で、上記(3)で提出していないもの。ただし、財団法人医療関連サービス振興会の認定する院内清掃サービスに係る「医療関連サービスマーク」の認定を受けている事業者については、認定証の写し
- 4 入札手続等に関する事項
- (1) 担当部局  
〒514-8570 三重県津市広明町13番地  
三重県病院事業庁県立病院経営室戦略経営グループ 担当 櫻井  
電話 059-224-2350 ファクシミリ 059-224-2349
  - (2) 契約条項を示す場所  
〒517-0595 三重県志摩市阿児町鶴方1257  
三重県立志摩病院運営調整部総務課 担当 田岡  
電話 0599-43-0501 ファクシミリ 0599-43-2507
  - (3) 入札説明書（仕様書）の配布方法  
(1)又は(2)の場所で、平成21年12月25日（金）から平成22年2月5日（金）まで（三重県の休日を定める条例（平成元年三重県条例第2号）第1条に規定する休日を除きます。）の午前9時から午後5時まで配布します。
  - (4) 入札参加資格確認結果の通知  
平成22年2月8日（月）までに通知（発送）します。
- 5 入札書提出の日時及び場所
- 日時 平成22年2月18日（木）午後2時45分  
場所 三重県津市栄町1丁目954番地

三重県栄町庁舎 6階 三重県病院事業庁会議室

ただし、郵便等による入札については、平成22年2月17日（水）午後5時までに、4(1)の場所へ書留郵便等で必着としてください。

6 開札の日時及び場所

日時 入札書の提出後、直ちに行います。

場所 5に同じです。

7 入札方法等に関する事項

(1) 入札は、本人又はその代理人が行ってください。ただし、代理人が入札する場合には、入札前に委任状を提出してください。

(2) 入札書の記載

入札書の記載に当たっては、入札書に記載された金額の100分の5に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって契約金額としますので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、契約希望金額の105分の100に相当する金額を記載するものとします。

(3) 入札保証金

入札保証金は、入札価格の100分の5以上の額とします。ただし、三重県病院事業庁会計規程（平成19年三重県病院事業庁管理規程第2号。以下「規程」といいます。）第127条第2項各号のいずれかに該当する場合は、免除します。

(4) 契約保証金

契約保証金は、契約金額の100分の10以上の額とします。ただし、会社更生法（平成14年法律第154号）第17条の規定による更生手続開始の申立てをしている者若しくは申立てをされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）第21条の規定による再生手続開始の申立てをしている者若しくは申立てをされている者（以下これらを「更生（再生）手続中の者」といいます。）のうち三重県建設工事等入札参加資格の再審査に係る認定を受けた者（会社更生法第199条第1項の更生計画の認可又は民事再生法第174条第1項の再生計画の認可が決定されるまでの者に限り、）が契約の相手方となるときは、納付する契約保証金の額は、契約金額の100分の30以上とします。

また、規程第135条第4項各号のいずれかに該当する場合は、契約保証金を免除します。ただし、規程第135条第4項第1号、第2号又は第4号に該当するときを除き、更生（再生）手続中の者については、契約保証金を免除しません。

なお、契約保証金の免除を判断するため、過去3年の間に当該契約と規模をほぼ同じくする契約を締結し、当該契約を履行した実績の有無を示す証明書をご提出いただく場合があります。

(5) 落札者の決定方法

落札者は、2(2)の落札資格を満たす者のうち、本公告に示した業務を履行できると三重県病院事業庁長が判断した入札者であって、規程第125条の規定により定められた予定価格の制限の範囲内において最も高い評価点を得た者を落札者とします。入札者の評価点は、別記「落札者決定基準」の規定するところにより、算定します。

(6) 入札の無効

本公告に示した入札参加者及び落札者に必要な資格のない者、入札者に求められる義務を履行しなかった者並びに規程第131条各号のいずれかに該当する者の提出した入札書は、無効とし、また、無効の入札を行った者を落札者としていた場合は、落札決定を取り消します。

8 その他

(1) 入札及び契約の手続きにおいて使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨に限ります。

(2) 契約書作成の要否

要

(3) 入札の中止

天災その他やむを得ない事由により入札又は開札を行うことができないときは、入札を中止します。入札者が1者になった場合は、入札を中止する場合があります。

(4) 詳細は、入札説明書（仕様書）によります。

(5) 落札者の技術提案書に記載された配置予定の業務関係者を契約時に配置しなければなりません。なお、契

約時に配置できない場合は、不誠実な行為とみなし三重県物件関係落札資格停止要綱に基づく資格（指名）停止を行うことがあります。

- (6) 技術提案書に虚偽の記載をした場合は、不誠実な行為とみなし三重県物件関係落札資格停止要綱に基づく資格（指名）停止を行うことがあります。
- (7) 本件調達手続において、政府調達協定に係る苦情の申立てがあり、三重県政府調達苦情検討委員会が契約締結の停止等を行うことがあります。

#### 9 Summary

- (1) Subject Matter of the Contract:  
Cleaning Service of the Mie Prefectural Shima Hospital for fiscal Year 2010.
- (2) Date and Time for the Open Bidding:  
The meeting for the open bidding will begin promptly at 2:45 P.M. on Thursday, February, 18, 2010.  
Bids submitted by registered mail must be received by 5:00 P.M. on Wednesday, February, 17, 2010.
- (3) Managing Authority:  
Prefectural Hospital Management Division, Mie Prefectural Hospital Agency 13 Komei-cho, Tsu city, Mie, 514-8570, Japan  
TEL:059-224-2350

#### 別記「落札者決定基準」

提案書等の評価に当たり、提案内容を公平かつ客観的に評価し、最適な事業者を選定するために、入札価格の評価（価格評価点）及び技術内容の評価（技術評価点…技術要件、企業要件、地域貢献要件及び技術力要件）の観点で評価します。

#### 1 基本的な考え方

落札者の決定に当たっては、三重県病院事業庁にとって最適な事業者を選定するため、入札価格の評価に技術内容の評価を加算する総合評価一般競争入札を採用し、総得点の最も高い入札者を落札者とします。

#### (1) 入札価格の評価

入札価格が評価基準額以下（入札価格 $\leq$ 評価基準額）の場合は、入札価格に対する点数（以下「価格評価点」という。）をすべての入札価格について175点（満点）とします。

また、入札価格が評価基準額を超える場合にあっては次に示す計算式により算出します。

価格評価点 $=175 \times (\text{評価基準額} \div \text{入札金額})$

※ 入札価格が予定価格を超えた場合は、落札者としません。

#### (2) 技術内容の評価

【別表】に基づき提案内容を審査し、技術評価点を与えます。ただし、三重県病院事業庁の定める必須項目を満たさない場合は、失格となります。

#### (3) 総合評価の方法及び落札者の決定方法

(1)及び(2)で評価した「価格評価点」及び「技術評価点」の合計点が最も高い入札者を落札者とします。

#### (4) 有効数字

「価格評価点」の算出は、1点未満を切り捨てとします。

#### (5) 合計点数の最も高い者が2以上あるとき（同点のとき。）の対応

ア 入札者それぞれの「価格評価点」と「技術評価点」が異なる場合

「技術評価点」が高い入札者を落札者とします。

イ 入札者それぞれの「価格評価点」と「技術評価点」が同じ場合

「技術評価点」のうち、技術要件項目の評価点異なる場合にあっては、技術要件項目の評価点が高い入札者を落札者とします。また、技術要件項目の評価点においても同じ場合にあっては、「入札価格」が低い入札者を落札者とします。

なお、この場合においてさらに「入札金額」が同じ場合にあっては、当該入札者にくじを引かせ、落札者を決定するものとします。

#### (6) 評価項目及び配点方法について

「価格評価点」と「技術評価点」の得点配分は1:1とし、「価格評価点」175点、「技術評価点」175点の計350点満点とします。

評価項目毎の点数配分は【別表】のとおりです。

## 【別表】

評価区分	評価項目		評価点	
	大項目	中項目	大項目	中項目
価格評価	価格評価	評価基準額との比較	175	175
技術評価	技術要件	研修体制	100	13
		履行体制及び品質保証への取組		60
		検査体制		16
		顧客満足度向上への取組		11
	企業要件	契約実績	26	10
		従業員の雇用状況		10
		I S O 認証取得		6
	地域貢献要件	地域社会貢献度	9	9
	技術力要件	研修体制	40	10
		履行体制		10
		検査体制		10
		顧客満足度向上		10

---

発行 三 重 県

三重県津市広明町 13 番地  
三重県総務部法務・文書室  
電話 059-224-2163

三重県公報は三重県ホームページにも掲載しています。 <http://www.pref.mie.jp/>

---